

高額介護（介護予防）サービス費支給の対象者について

世帯の所得状況等により、利用者負担上限額が異なります。利用者負担額が負担上限額を上回った場合、高額介護（介護予防）サービス費の支給対象となります。

利用者負担段階区分	利用者負担上限額
住民税課税世帯で課税所得690万円（年収約1,160万円）以上の方	世帯 140,100 円
住民税課税世帯で課税所得380万円（年収約770万円）～課税所得690万円（年収約1,160万円）未満の方	世帯 93,000 円
住民税課税世帯で課税所得380万円（年収約770万円）未満の方	世帯 44,400 円
世帯の全員が市町村民税非課税	世帯 24,600 円
前年の公的年金等収入金額 + その他の合計所得金額の合計が80万円以下の方等	世帯 24,600 円 個人 15,000 円
生活保護を受給している方等	世帯 15,000 円

※『世帯』は住民票で確認します。（月の初日の状況）

※同じ世帯に介護保険のサービス利用者が複数いる場合は、利用者負担の合計金額にて高額介護（介護予防）サービス費を算定いたします。